**部　　局 ： 教育委員会　　会　　計 ： 一般会計**

**注記（一般会計・教育庁財務諸表）**

**１．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 期間 | 支出予定額 |
| 平成22年度大阪府育英会事業損失補償【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度～平成39年度 | 12億24百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 平成23年度大阪府育英会事業損失補償【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度～平成40年度 | ５億15百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 平成28年度大阪府育英会事業損失補償【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度～平成36年度 | 98億円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 大阪府育英会奨学金事業にかかる資金借入に対する損失補償【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度～平成33年度 | 324億82百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 平成1３年度私立学校老朽施設改善資金融資損失補償【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度～平成3５年度 | 10億35百万円 |

（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

|  |  |
| --- | --- |
|  項目  | 訴訟内容 |
| 損害賠償請求事件 | 平成22年4月7日、器械体操部の部活動において原告生徒が鉄棒の練習中に鉄棒から落下し、頚椎損傷、第５頚椎脱臼による障害を負い、大阪府は国家賠償法１条１項による賠償責任を負うとして、平成25年2月18日に訴訟が提起された。訴訟係属中であり、損害賠償請求額2億4,765万5,276円。 |

**部　　局 ： 教育庁　　会　　計 ： 一般会計**

**２．追加情報**

（１）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 期間 | 支出予定額 |
| 大阪府育英会大学等就学支援利子補給事業費補助金【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度～平成53年度 | 　　　　　１百万円 |

（２）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

①教育庁の概要

教育庁では、学校の教育課程・学習指導・生徒指導・進路指導に関すること、公立学校、その他の教育機関の設置・管理・廃止に関すること、教育委員会・学校その他の教育機関の職員の人事に関すること、社会教育の振興に関すること、体育・スポーツの振興に関すること、文化財の保護に関すること、その他、大阪府内の市町村教育委員会に対し、必要な指導・助言を行っています。

　②当該事業に関し説明すべき固有の事項

　　　　　○教育振興事業

　　　　　　　　　高等学校等修学奨励費貸付金は、修学資金の貸付という修学者への支援のみならず、償還免除規定を設けることにより、有資格者等、より質の高い人材の確保など修学の成果を地域に還元させることもその目的としております。よって、貸付金のうち高等学校等修学奨励費貸付金259百万円には、こうした施策的な観点から、償還を免除する見込みの金額を含みます。

　　　　　○府立高等学校教育振興事業

　　　　　　　　　高等学校定時制・通信制課程就学奨励費貸付金は、高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者で、経済的理由により著しく就学が困難な勤労青少年に対し、修学奨励のための資金を貸与することにより、修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的としております。また、施策的な観点から償還免除規定を設けており、貸付金１６百万円には、償還を免除する見込みの金額を含みます。

**部　　局 ： 教育庁　　会　　計 ： 一般会計**

○大学修学奨励事業

本事業は、修学資金の貸付という修学者への支援のみならず、償還免除規定を設けることにより、有資格者等、より質の高い人材の確保など修学の成果を地域に還元させることもその目的としております。

よって、貸付金のうち大阪府大学修学奨学金貸付金320百万円には、こうした施策的な観点から、償還を免除する見込みの金額を含みます。

　　　　　○大阪府育英会事業、私学振興事業、大学修学奨励事業

　　　　　　　私学行政に関する事務を教育長が受任することに伴い、府民文化部から平成28年４月１日付けで継承しました。

　　　　　○小学校教職員費・中学校教職員費

　　　　政令市（大阪市、堺市）の小中学校教職員費の負担が府から政令市へ移譲されたことに伴う退職手当引当金取崩による特別収入（69,757百万円）を計上しています。

　　　　　○府立支援学校管理運営事業

　　　　大阪市立特別支援学校の移管に伴う資産受入による特別収入（31,078百万円（注））を計上しています。

（注）大阪市から移管を受けた特別支援学校に係る地方債についてはそれらを償還するまで引き続き大阪市の負債として計上されますが、当該地方債の元利償還金等相当額については、「大阪市立特別支援学校の移管に伴う市債に関する覚書」に基づき、毎年度、大阪府が負担することとなっています（元金相当額1,242百万円（地方交付税措置相当分を除く））。

**部　　局 ： 教育庁　　会　　計 ： 一般会計**